

# 【 会 議 録 】

会 議 名	平成 2 0 年度第 1 回越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会
開催日時	平成 2 0 年 7 月 4 日 ( 金 ) 午後 2 時 ~ 4 時 1 0 分
開催場所	越谷市役所 本庁舎 5 階 第 3 委員会室
議 事	( 1 ) 指定管理者の評価表について ( 2 ) 指定期間満了に伴う指定管理者施設の指定管理者について ( 3 ) 新規制度導入に伴う施設の指定管理者について
資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議次第</li> <li>・資料 1 平成 1 9 年度指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表</li> <li>・資料 2 指定期間満了に伴う指定管理者施設の指定管理者について</li> <li>・資料 3 新規制度導入に伴う施設の指定管理者について</li> </ul>
出 席 者	選定審査会委員、事務局職員及び各施設所管部職員 ( 別紙 2 : 出席者一覧表のとおり )
決定事項等	<p>議事 1 指定管理者の評価表について、審査会としては、原案のとおりで異議なしとする。</p> <p>議事 2 指定期間満了に伴う指定管理者施設の指定管理者について、審査会としては、原案のとおりで異議なしとする。</p> <p>議事 3 新規制度導入に伴う施設の指定管理者について、審査会としては、原案のとおりで異議なしとする。</p> <p>次期開催は、9 月中旬以降とする。</p>
審議内容等	別紙 1 : 議事詳細のとおり

第1回越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会（議事詳細）

**司会（企画部副部長）** 定刻となりましたので、始めさせていただきます。  
本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。  
まず、会長からあいさつをいただきたいと存じます。

（会長あいさつ）

**司会** ありがとうございます。  
では、本日出席しております、各施設所管部の職員並びに事務局職員を紹介させていただきます。

（職員紹介）

**司会** それでは、本日の会議の全体的な流れ、当審査会の所管事項について、事務局からご説明申し上げます。

**事務局** それでは、「公の施設に係る指定管理者選定審査会」の所管事項について、ご説明申し上げます。

まず、本日の会議の議事といたしまして、3点ございます。1点目に、各指定管理者からの平成19年度の事業報告書をもとに、各施設の所管課で評価いたしました「評価表」でございます。この評価表は、毎年度指定管理者による管理運営が適正に行われているか、評価するものでございます。その結果については、管理運営の改善や効率化、今後の制度運用に活用するものでございます。2点目に、指定期間満了に伴う施設、老人福祉センター及び越谷市民プールの指定管理者について、3点目に、新規制度導入に伴う施設、男女共同参画支援センターの指定管理者について、当審査会のご意見をいただくこととさせていただきます。

お手元の資料4をご覧くださいと存じます。資料4は、「指定管理者の指定に関する事務の流れ」でございます。こちらに沿って、指定管理者の指定を経て、管理運営の開始に至るまでの流れになっております。

なお、「前年度事業報告書」については、報告書そのものがかなりの枚数でありますことから、事業報告書に代わり「評価表」という形で意見照会させていただくものでございます。

なお、今後、8月に指定管理者の募集及び申請受付を行い、指定管理者を公募する施設につきましては、当審査会に対し「指定管理者の選定について」諮問を行ってまいります。

諮問に基づきまして、当審査会では、応募者へのヒアリングや、審査基準に基づいた採点方式による審査を行っていただき、その選定結果を答申していただくこととなります。

その後、その答申を尊重し、庁内の指定管理者審査選定委員会において、指定管理者候補者の承認決定をする流れとなります。

さらに、指定の議案、施設の管理運営経費に伴う予算措置について市議会へ提案し、議決後、指定管理者との協定締結等を経て、指定管理者による管理運営業務が開始されることとなります。以上でございます。

**司会** ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますか。

ないようですので、議事に移ります。審査会条例第5条第3項の規定により、入江会長に進行をお願いします。

**議長（会長）** それでは、しばらくの間、議長として議事進行をさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

本日、会議の傍聴人はいらっしゃいますか。

**事務局** 6名の傍聴人の方がいらっしゃいます。

**議長** それでは、傍聴人の入室を許可いたします。

（傍聴人入室）

**議長** ただいまから会議に入りますが、その前に傍聴人の方をお願いします。傍聴要領を厳守いただき、また、お手元にある会議資料は、会議終了後に事務局に返却をお願いします。

それでは、まず「議事1 指定管理者の評価表について」、各部から概要説明をお願いします。

（資料1に沿って、施設所管部の部長から施設名、設置の目的、指定管理者名、指定管理者が行う業務、総合評価、施設の利用状況等の説明）

**議長** ありがとうございます。ただいまの説明について、何かございます

か。

**委員** 評価項目については、あらかじめ指定管理者に通知している、あるいは、契約時に契約書にこのような評価をすることを示しているのでしょうか。

**事務局** 評価項目の から につきましては、資料1（評価表）の2ページをご覧ください。こちらの「2 評価方法について」にあるように、「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」に、指定管理者の選定項目が示されています。それに基づき越谷市として管理運営が適正になされているかを評価しているものです。したがって、指定管理者に対しては、評価項目は伝えてはおりません。

**委員** 施設によって評価項目が違うのでしょうか。

**事務局** 評価項目の大枠である、 番から 番については、制度全体の進捗等を担当している企画部として、施設の所管課に示しております。施設により、特徴、設置目的等が異なりますので、参考例としては、示していますが、具体的な項目については、所管課で決定しております。

**議長** よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

**委員** 評価とは若干異なりますが、公の施設ということで、利用者は、越谷市民と市民以外とあると思いますが、利用者数については、把握しているのでしょうか。また、使用料金については違いがあるのでしょうか。利用者数による使用料金に関するコストとして、管理経費を利用者総数で割るような金額は、市として計算しているのでしょうか。

**事務局** 施設によってですが、越谷市を含む周辺の5市1町で「公共施設予約案内システム」を構築しており、市内だけでなく、そのシステムの範囲において、同一の扱いとしています。これを「相互利用施設」と呼んでいます。越谷市・草加市・八潮市・三郷市・吉川市及び松伏町でございますが、この5市1町で「東南部都市連絡調整会議」を組織し、100を超える施設について相互利用の協定を結んでいます。利用者数については、システムでの集計において、市内、5市1町内、それ以外の3区分として把握しております。

利用料金についても、相互利用施設は、5市1町内においては同一となっており、それ以外の市町については、施設によって異なりますが、2割増や3割増としている施設もございます。

また、使用料金の考え方については、一定のものがああります。利用者、全

部のコストを負担してもらおうのではなく、施設の設置目的等により区分し、利用者の負担割合を設定しております。例えば、避難所などの防災施設になっている場所については、利用者の負担割合を2分の1とするなど、「使用料等のあり方に関する基本方針」というものを定めています。この基本方針では、管理経費の算出根拠を、管理に要する経費、人件費、建物の原価償却に関する金額等としており、これらをもとに、貸出し部分の1㎡あたり・1時間あたりの単価を算出し、先程申し上げましたように設置目的による市と利用者の負担割合を加味いたしまして、使用料金を決定しているものでございます。

**議長** よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

**委員** 指定管理者の評価は、施設の維持管理とか、経費のことなどに偏りがちですが、福祉関係施設に働いている人の専門職員が何人いるかなど、福祉施設の評価に関しては、どう考えているのかお聞きしたいのですが。

**所管部** 高齢介護課では、けやき荘、くすのき荘、ゆりのき荘の3館の老人福祉センターを所管しています。老人福祉センターは、老人福祉法第15条に規定されている施設です。センターでは、社会福祉主事、防火管理者、看護師、保健師などの専門職等があり、運営に携わっています。越谷市の老人福祉センターはA型であり、生活相談、健康相談、機能回復訓練、レクリエーション、老人クラブ活動の育成なども行っています。常に、利用者の立場に立って、講座の後にアンケートを実施し、ご意見等で即時に実施可能なものは、当該年度に実施し、その他については、次年度から反映するように努めています。昨今、健康への関心が高まっていることから、メタボ検診など専門の方を講師にむかえて講座を行っています。また、歴史等への興味・関心が高く、ニーズもある為、大学教授等を招いて講座を行っております。

**委員** 評価というと、福祉関係では、利用者側の評価と委託している側の市としての評価の2つに分かれると思います。この評価は、箱物としての評価のみで、市としてどのような福祉をやって欲しいのか見えてきません。企画課として、ビジョンを聞かせてください。

**事務局** モニタリングを含め課題としているところです。現在は、「指定の手続等に関する条例」に基づく項目について評価を行っています。指定管理者の選定に関してもこの項目で評価しています。協定、事業計画書等の管理運営水準を基に、管理運営が適正であるかどうかの評価を行ったものです。福祉関係、体育施設等においても同様ですが、施設の設置目的にかなった運営をするために、専門職の配置についても、仕様書において示しています。モニタリングを

含めた評価の仕方をどのようにしていくかが、今後の課題だと考えております。

**委員** 私の意見としては、ぜひ、評価の方法を課題としていただきたいと思  
います。

**議長** よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

**委員** 交流館のうち、蒲生交流館は利用人数が減って使用料が増えた理由が  
掲載されていますが、赤山交流館については、ないのはどうしてでしょうか。

**所管部** 赤山交流館については、設立当時からの状況を見ると他の交流館よ  
りは、変動が少なく、特別な理由が見当たりませんので、明記していません。

**議長** よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。ないようですが、先  
ほどの評価に関する意見は、今年度については、この形でいいが、来年度は考  
えてほしいとの要望でよろしいでしょうか。

**委員** はい。来年度はぜひ検討してください。

**議長** それでは、いろいろ意見、質問等ございましたが、議事1については、  
当審査会としては、原案のとおりで異議なしとして、よろしいでしょうか。

**委員** はい。

**議長** それでは、続いて「議事2 指定期間満了に伴う施設の指定管理者に  
ついて」、老人福祉センター及び市民プールの所管部から説明をお願いします。

(健康福祉部・生涯学習部から、資料2に沿って説明)

**議長** ありがとうございます。ただいまの説明について何かございますか。

**委員** 老人福祉センターの専門職員の配置に関することについてが1点。ま  
た、委託料については、5年間増えないようですが、どのように考えているの  
でしょうか。

**所管部** 老人福祉センターについては、老人福祉法に基づく施設であり、設  
置目的を達成するため、公募する際、専門職の配置については仕様書に示しま  
す。委託料については、昨今の原油の価格高騰、施設の老朽化に伴う修繕によ

る管理経費の増加を考慮しつつ、債務負担行為を設定してまいりたいと考えております。

**委員** 専門職の配置は、公募の条件に入ることですね。委託料については、5年間と長いのですが、物価の上昇、福祉の現場での専門職の離職率が高くなっておりますが、そのへんも考慮してくれると考えてよろしいのでしょうか。

**所管部** 老人福祉センターの運営、及び市としての施策が反映出来るような専門職の配置を仕様書に示していきます。委託料については、福祉施設で働く専門職の方々の報酬が低廉であるとの指摘が多くあり、それに関してのことと思います。福祉施設に働く人の条件が極めて悪いというのでは、福祉の事業は、使命、こころざしだけでは、なかなか難しいと感じています。総合振興計画における「実施計画」の中で5年間の金額は決まっていますので、その中で、改善できることがあれば、取り組んでまいりたいと考えています。

**委員** 指定管理者による管理では、経費を節減するとなると、人件費を削減するのが一番簡単なところですね。効率的に運営することはもっともなことですが、市としてよく考えてほしいというのが、私からの要望です。

**議長** 施設の設置目的が実現できるマンパワーを保障する委託料のあり方を示して欲しいということですね。ほかに何かございますか。

**委員** 老人福祉センターの設置目的とサービス内容が同じなので、3館一括での募集ということですが、設備の経年も違いますし、施設ごとにテーマを持っているようです。一括で募集するメリットもあるでしょうし、別々に募集して特色を出すということもあると思いますが、一括して募集することが効率的である理由は何でしょうか。

**所管部** 老人福祉センターを設置してからの経過年数が違い、それぞれテーマをもって運営しています。その中で、3館一体の効率的なことは、例えば、講座など、人気のある講座を別の館で実施するための講師の確保がしやすいことや、テーマがそれぞれ違いますが、3館の連携や市民サービスの平準化が図られ、市民サービスの向上に繋がるとともに、3館同じ指定管理者で、管理の効率化、経費の縮減など、効率的かつ効果的に運営することができるものと期待しています。

**議長** よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

**委員** 募集要項に、応募資格の「以下に該当しないもの」として、「法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等」とあります。これは、国税のみが掲げられていますが、市の指定管理者を選ぶのに、市の税金について滞納があっても、応募資格があるとしていいのでしょうか。

**所管部** 盛り込んでいく方向で検討いたします。

**議長** よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

委員の皆さんからいろいろと質問、意見等ございました。これらを勘案していいものにしていただきますようお願いして、本審査会としては、原案のとおりで異議なしとしてよろしいでしょうか。

**委員** はい。

**議長** 続きまして、「議事3 新規制度導入に伴う施設の指定管理者について」、男女共同参画支援センターの所管部から説明をお願いします。

(企画部から資料3に沿って説明)

**議長** ありがとうございます。今の説明について何かございますか。

では、私から質問させていただきます。今のご説明の中に「NPOその他の団体の持つ専門性の高い知識やノウハウを活用し」とあることや、市民の活動が育ってきているという説明がありましたが、男女共同参画支援センターをめぐる市民の動きなど、その実情について、お聞かせいただけますか。

**所管部** この施設は、平成13年に開館し、毎年いろいろな事業を計画しています。学習事業とし、多くの講座を開催しておりますが、7割から8割の講座は市民の皆様と協働で計画しているのが、特徴でございます。この施設には、現在43団体が、男女共同参画に関することを目的に活動しているということで、団体の登録をしております。この登録団体には、セミナールームを無料で貸出しております。各種の事業を計画する際には、市が計画を作成するのではなく、実行委員会形式で、計画の段階から関わっていただいております。開館以来そのような運営をしてまいりました。

お手元の募集要項(案)をご覧ください。2ページの応募資格等に「男女共同参画の推進を目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する法人等」とありますように、条件付の公募といたしました。市民とともに事業を実施してきた経過から、今後も同じような事業展開をしていけるようにと、随意指定も視野に入れて検討してきましたが、現段階で複数の団体が指定管理者の指定を受けたいとの意向があるようですので、男女共同参画の推進を目的

として設立された団体をお願いしたいのが前提であり、もう1つに、市民協働を考えると、越谷を活動の拠点にしている団体をお願いしたいとのことで、設定した条件でございます。

**議長** ありがとうございます。ほかに何かございますか。先の議題の際に委員からご指摘のありました、市の税金に関する件についても同様に扱っていただきたいと思っております。ほかに何かございますか。

**委員** 市民との協働もあり、相談事業は市で直接運営していくということで、とてもいいことだと思いますが、連携についてビジョンがあれば、教えてください。

**所管部** 相談事業を残した経過については、先ほどご説明いたしましたように、DV相談等は、内容が複雑になっており、年々増加傾向にあることです。指定管理者に相談事業以外のことをお願いし、相談事業を直接行うにあたり、連携する部分が課題となりますが、指定管理者には、今まで、協働ということで、ほっと越谷の運営に携わってきたような団体が応募していただけるのではないかと考えています。

相談事業については、カウンセリング・面接相談で終了するような場合はいいのですが、特にDV相談などですと、関係機関への保護が必要となる場合があります。その場合は、市が直接関係する機関と連絡を取り保護していきます。それは、指定管理者をお願いするのは、難しいと考えています。現在も、相談事業については、カウンセリングの実施、いろいろなところへ相談することでの2次的被害を受けてはならないとの配慮、心理的なケアが必要な場合がある等ございますので、市の職員ではなく、専門的な知識のある団体をお願いしています。その方と、市の職員と連携し、必要な場合は、保護しています。面談の予約、相談に関する問い合わせ等は指定管理者をお願いしたいと考えており、相談事業に付帯する業務については、配慮していただきたいことを、仕様書に明記し了解していただくことといたします。細かい内容についても、必要であれば、協定書にも明記していきたいと考えております。

**議長** よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

**委員** 特にこの件についてはございませんが、公の施設でありますので、市民の皆様に使っていただくのがいいことだと思います。使用料がすべて市の歳入になっていきますが、指定を受けてからのインセンティブがはたらくように、使用料の一部を自由に使える経費にするようなことを、今後、検討されてもいいのではと考えています。より多くの人に使用していただくための運営につい

では、指定管理者に対するインセンティブが必要だと思しますので、検討していただきたいと思えます。

**事務局** 施設によってですが、利用料金制への取組みが、指定管理者の施設管理への意欲向上につながるケースもあるのではと考えていますので、今後検討を進めていきたいと考えています。

**議長** よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

**委員** 一般に、指定管理者制度に移行する際、経費の縮減が目的の一つに上げられています。効率的に管理運営を行っていただきたいとは思っていますが、安くすむという視点だけにとらわれず、人間関係の部分は、経費のみでないと思えます。この点について、市としての考えを確認させてください。

**事務局** 経費の縮減については、指定管理者制度導入時には、少なからずあったと思えます。国からは、平成17年頃以降、職員数を一律減らしなさい、との通知があり、結果を全国的に公表しますとのこと。

指定管理者の導入は、行政改革の項目の一つでもありますので、経費の縮減、職員数の削減も目標になっています。男女共同参画支援センターの指定管理者の導入につきましては、まずは、市民サービスの向上、男女共同参画の推進を前面に出しております。その後経費の縮減があり、職員数の削減が計ればとしているものです。経費の縮減のみを対象とはしていません。これからも市として指定管理者を導入していく方向で考えています。

**委員** 外部へ委託するときは、公の立場を考えていただき、監視をしていただきたい。指定管理者制度は導入が始まって、5年がたち、いろいろ問題も出てきています。ハードの部分、管理等には、効果があると思えますが、ソフトの部分については、十分注意して活用いただきたいというのが、私からの要望です。

**議長** よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。それでは、議事3については、当審査会としては、原案のとおりで異議なしとします。よろしいでしょうか。

**委員** はい。

**議長** 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

委員の皆様、所管部の皆様、長時間にわたりありがとうございました。これ

で、議長の任から降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。

**司会** 入江会長、議事の進行、誠にありがとうございました。それでは、最後に委員の皆様から何かございますか。

なければ、今後の日程について、事務局からご説明申し上げます。

**事務局** 今後の日程についてでございますが、資料4をご覧ください。

今後の予定でございますが、公募を行う施設（老人福祉センター・プール・男女共同参画支援センター）について、8月に募集要項を配布し、募集の受付を行います。

次に、受付終了後、本審査会を開催し、指定管理者の選定について、市長等からの諮問に基づき、答申をいただくこととなります。その後、答申を尊重し、庁内の「審査選定委員会」での承認決定となります。

したがって、次回の審査会は、公募の受付が終了したのちの、9月中旬以降を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、次回の審査会においては、各施設の応募者に対するヒアリング・評価等を行っていただくこととなります。応募団体が多数あった場合には、複数回の会議になることも想定されます。

開催日につきましては、別途事務局から調整させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

**司会** ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。

**委員** 指定管理者の選定について、どのような形で諮問されるのでしょうか。

**事務局** 募集をし、応募があった複数の事業者の申請書をそのままのかたちで、どの指定管理者を選定するのか、諮問させていただきます。市として一次審査のような形で選定してから、諮問するものではありません。どの事業者がふさわしいのかについて、答申をいただくこととなります。答申を尊重し、庁内の「審査選定委員会」において、最終的に承認決定させていただきます。

**司会** ほかに何かございますか。

ないようですので、閉会にあたり、副会長からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（副会長あいさつ）

**司会** 本日はありがとうございました。これで、終了させていただきます。

平成20年度

別紙2

第1回越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会 出席者一覧

1 選定審査会委員(50音順・敬称略)

氏名	役職等	備考
いりえ なおこ 入江 直子	神奈川大学人間科学部教授	審査会会長
きむら きみのり 木村 公則	株式会社INPM取締役	審査会副会長
こばやし しょういち 小林 昇一	埼玉弁護士会越谷支部推薦	
やまもと みつのり 山本 光紀	関東信越税理士会越谷支部推薦・ 同支部副支部長	
ゆうき やすひろ 結城 康博	淑徳大学総合福祉学部准教授	

2 施設所管部職員

職名	氏名
企画部長	大島 健
協働安全部長	長野 勝
健康福祉部長	中山 知裕
都市整備部長	矢部 正平
生涯学習部長	佐藤 寛志
企画部企画課男女共同参画支援センター所長	高橋 成人
健康福祉部障害福祉課長	瀧田 賢
健康福祉部副参事(兼)高齢介護課長	福澤 辰幸
健康福祉部国民健康保険課長	千葉 登代子
都市整備部公園緑地課主査	町田 好平
生涯学習部副部長(兼)生涯学習課長	川島 衛
生涯学習部体育課長	鈴木 紀代史

3 選定審査会事務局職員

職名	氏名
企画部副部長	鈴木 宏孝
企画部企画課長	立澤 悟
企画課企画調整担当副主幹	田中 薫
企画課企画調整担当主査	青山 久美子
企画課企画調整担当主事	斉藤 秀樹